

令和 6 年第 1 回小城市議会定例会提案理由

(令和 6 年 3 月 4 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 6 年第 1 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本定例会に提案いたしております議案のうち、先議をお願いしたい分から提案理由を御説明申し上げます。

議案第 23 号 令和 5 年度小城市一般会計補正予算（第 9 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 204 万 6 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 236 億 2,752 万 8 千円とするものでございます。

第 2 表 繰越明許費補正でございますが、「市民税（個人・法人）課税事務」を追加するものでございます。

それでは、補正の内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

第 2 款 総務費でございますが、「市民税（個人・法人）課税事務」につきましましては、令和 6 年度分の個人住民税所得割額の定額減税に伴うシステム改修委託料を追加するものでございます。

以上、歳出の主な内容について申し上げましたが、歳入につきましても、財政調整基金繰入金により財源調整するものでございます。

以上、先議分の議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き、本定例会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第5号 小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第6号 小城市税条例の一部を改正する条

例でございますが、市民の利便性の向上を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、住民異動届の提出をもって原動機付自転車等の軽自動車税に係る住所の変更等の申告を省略するものでございます。

次に、議案第7号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、国民健康保険財政を安定的に運営するため、国民健康保険税の税率及び税額を改めるものでございます。

次に、議案第8号 小城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例でございますが、子どもに関する法律による施策を調査審議するため、小城市子ども・子育て会議の所掌する事務を定めるとともに、委員の定数を見直すものでございます。

次に、議案第9号 小城市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及び小城市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、市民の利便性の向上を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、住民異動届の提出をもって、住所の変更等の届出を省略するものでございます。

次に、議案第10号 小城市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、市民の利便性の向上を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、住民異動届の提出をもって、住所の変更等の届出を省略するものでございます。

次に、議案第11号 小城市漁港管理条例の一部を改正する条例でございますが、漁港漁場整備法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第12号 小城市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例でございますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第13号 小城市営住宅条例の一部を改正する条例でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第14号 小城市水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますが、水道法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 15 号 小城市下水道条例等の一部を改正する条例でございますが、生活保護受給世帯に対する使用料の減免規定において、現行との乖離^{かいり}を見直すため、小城市下水道条例、小城市市営浄化槽条例及び小城市小城市東新町住宅団地浄化施設条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 16 号 小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 17 号 小城市牛津会館条例の一部を改正する条例でございますが、牛津会館の炊事場を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 18 号 小城市小城保健福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間、社会福祉法人小城市社会福祉協議会を指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 19 号 小城市芦刈保健福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間、社会福祉法人小城市社会福祉協議会を指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 20 号 工事請負契約の締結についてでございますが、この工事は、令和 5 年度 小城市デジタル防災行政無線（同報系）システム整備事業で、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております工事は、既設の無線設備が 17 年経過して老朽化していることからデジタル防災行政無線を再整備する工事でございます。

契約の方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約で、契約の金額は 7 億 1,500 万円、契約の相手方は、パナソニック コネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー九州社 プレジデント いわおのりひこ 岩尾範彦でございます。

工期は、議会議決の日から令和 8 年 3 月 19 日までを予定しております。

次に議案第 21 号 工事請負契約の変更についてでござ

ございますが、令和5年度 満神鉦害ポンプ排水施設維持管理事業3号、4号ポンプ設備等改修工事において、当初契約金額の2億5,190万円を2億6,630万8,900円に変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第22号 訴えの提起についてでございますが、小城保育園の土地の一部について、相続登記手続きがなされていないため、「所有権の取得時効」について、民法第162条第1項を適用し、所有者の相続人に対し、市へ所有権移転登記手続請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第24号 令和5年度小城市一般会計補正予算（第10号）でございますが、既定の歳入歳出予算から、それぞれ5億4,934万1千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ230億7,818万7千円とするものでございます。

第2表 継続費補正でございますが、「牛津駅前広場整備事業」の年度を変更するものでございます。

第3表 繰越明許費補正でございますが、「市有財産

等管理事業」から「道路橋りょう災害復旧事業」までの19事業を追加し、「住民基本台帳事務」の繰越額を変更するものでございます。

第4表 債務負担行為補正でございますが、「漁業被害対策特別資金利子補給」の限度額を変更するものでございます。

第5表 地方債補正でございますが、「施設管理事業」から「体育施設管理事業」までの6事業につきましては、国の補正予算により、令和5年度に事業を前倒しすることなどに伴い追加するものでございます。

次に、「協働による地域の自治機能向上事業」から「林業施設災害復旧事業」までの21事業につきましては、限度額を変更し、「在宅高齢者配食サービス事業」から「漁業被害対策特別資金利子補給事業」までの4事業につきましては、事業費の減などに伴い、廃止するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第2款 総務費でございますが、「ふるさと納税推進事業」につきましては、令和5年10月からの募集適正基準の厳格化により、今年度の寄附金の受納見込み額を11億円に減額することに伴いまして、事業費を減額するものでございます。

第 6 款 農林水産業費でございますが、「農業用ため池維持管理事業」につきましては、国の補正予算に伴い、後年度に予定していた鷺ノ原ため池等 8 か所の劣化状況評価などの調査委託料を、令和 5 年度に前倒して予算を計上するものでございます。

第 8 款 土木費でございますが、「橋りょう補修事業」につきましては、国の補正予算に伴い、後年度に予定していた宮本橋補修の設計業務委託料と安心橋の工事請負費を令和 5 年度に前倒して予算を計上するものでございます。

第 10 款 教育費でございますが、「小学校施設維持事業」及び「中学校施設改善事業」につきましては、国の補正予算に伴い、後年度に予定していた芦刈小学校、三日月中学校及び牛津中学校の空調工事請負費を令和 5 年度に前倒して予算を計上するものでございます。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金、諸収入、市債のほか、地方交付税、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などを計上し、基金繰入金により財源調整を行うものでございます。

次に、議案第 25 号 令和 5 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ 676 万 7 千円を減

額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 1,510 万 1 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国民健康保険税を減額し、基金繰入金を増額するものでございます。

また、歳出につきましては、保健事業費を減額するものでございます。

次に、議案第 26 号 令和 5 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ 543 万 1 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 6,161 万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

また、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

次に、議案第 27 号 令和 5 年度小城市水道事業会計補正予算（第 3 号）でございますが、収益的収入及び支出の既定の予算から、それぞれ 12 万円を減額し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ 3 億 2,154 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入は、手数料を減額し、収益的支出は、動力費及び受水費を減額し、

固定資産除却費を増額するものでございます。

また、収支の調整のため、予備費を増額するものでございます。

次に、議案第 28 号 令和 5 年度小城市病院事業会計補正予算（第 3 号）でございますが、収益的収入の既定の予算から 7,048 万円を減額し、補正後の予算の総額を 12 億 6,574 万 6 千円とし、収益的支出の既定の予算から 5,438 万 4 千円を減額し、補正後の予算の総額を 12 億 6,574 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入につきましては、医業収益を減額するものでございます。

収益的支出につきましては、材料費、経費等の医業費用及び医業外費用を減額するものでございます。

次に、議案第 29 号 令和 5 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）でございますが、収益的収入の既定の予算に 2,046 万円を増額し、補正後の予算の総額を 18 億 9,575 万 9 千円とし、収益的支出の既定の予算から 1,834 万 3 千円を減額し、補正後の予算の総額を 15 億 8,470 万 5 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入は他会計補助金の事業間組替えに伴う増額で、収益的支出は処理場維持管理費の実績に伴い減額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算から 3,071 万 6 千円を

減額し、総額を 7 億 2,121 万 1 千円とし、資本的支出の既定の予算から 1,005 万円を減額し、総額を 15 億 729 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、管渠や浄化槽の施工実績に伴い、資本的収入の企業債や他会計補助金等を減額し、資本的支出の建設改良費を減額するものでございます。

次に、議案第 30 号 令和 6 年度小城市一般会計予算でございますが、予算総額は、249 億 8,203 万 2 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますと、プラス 12.4%、27 億 5,290 万 6 千円の増となっております。

第 2 表 継続費につきましては、「固定資産評価替業務委託事業」から「生涯学習センター再エネ設備等導入事業」までの 3 事業の総額、年度及び年割額を定めるものでございます。

第 3 表 債務負担行為につきましては、「可燃物収集運搬車購入費」の期間及び限度額を定めるものでございます。

第 4 表 地方債につきましては、「企画調整事務費」から「臨時財政対策債」までの 52 事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の最高額を 15 億円と定めるものでございます。

次に、新たに取り組むものなど、主な事業について御説明申し上げます。

まず、第2款 総務費でございますが、「協働による地域の自治機能向上事業」につきましては、新たに三里地区に集落支援員を配置するための費用を追加しております。

次に、「^{ディエックス}D X 推進事業」につきましては、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けて対応するための委託料を計上しております。

その他、「企画調整事務」につきましては、令和6年度は、合併特例債の活用ができる最後の年となりますので、基金積立に活用できる合併特例債を限度額まで積み立てるための積立金を計上しております。

第3款 民生費でございますが、「保育所等整備補助事業」につきましては、民間保育所施設や保育体制の整備に対する補助金を計上しております。

次に、「児童手当支給事業」につきましては、令和6年10月分以降の制度改正に伴う拡充分も含めて計上しております。

次に、「介護給付費・訓練等給付費支給事業」及び「子どもの医療費助成事業」につきましては、令和5

年度の実績見込額を踏まえまして、扶助費を増額して計上をしております。

第4款 衛生費でございますが、「みんな地球温暖化防止事業」につきましては、国が示している地域脱炭素ロードマップにおいて、目標とされていることを検討するための公共施設太陽光発電設備導入可能性調査委託料を計上しております。

次に、「廃棄物中継センター施設整備事業」につきましては、施設を整備するための基本計画策定等委託料を計上しております。

その他、「新公立病院建設事業」につきましては、令和7年度の開院に向けての新公立病院の事務及び整備に要する経費の負担金を計上しております。

第6款 農林水産業費でございますが、「漁港維持管理事業」につきましては、令和5年度に引き続き芦刈漁港の浚渫工事費を計上しております。

次に、新規事業の「農業用河川工作物応急対策事業」につきましては、老朽化した^{なかしまいぜき}中島井堰の改修に向けた実施設業務委託料を計上しております。

その他、「多面的機能支払交付金事業」につきましては、活動組織を広域化することにより補助金を増加して計上しております。

第 7 款 商工費でございますが、「第 6 弾小売店舗等復興応援券事業」につきましては、4 月に発送を予定しております応援券の委託料を計上しております。

次に、「海遊ふれあいパーク維持管理事業」につきましては、芦刈干潟体験場の栈橋の撤去工事費及び浚渫のための測量設計委託料を追加して計上しております。

第 8 款 土木費でございますが、「社会資本整備総合交付金事業（新設改良）」につきましては、本告・杉町線歩道設置工事他 2 路線の工事請負費などを計上しております。

次に、「牛津川遊水地事業」につきましては、集団移転先造成工事費などを計上しております。

次に、「市営住宅維持管理事業」につきましては、西新町団地の外壁等改修工事費などを計上しております。

第 9 款 消防費でございますが、「消防施設・設備整備事業」につきましては、令和 4 年度の芦刈町消防団及び令和 5 年度の小城町消防団の拠点格納庫の整備に引き続き、三日月町消防団の拠点格納庫を整備するための工事請負費などを計上しております。

次に、「防災行政無線維持管理運営事業」につきましては、既存の防災行政無線の老朽化に伴う整備工事費などを計上しております。

第 10 款 教育費でございますが、「アイル・FC 管理運営事業」につきましては、小城市健康スポーツセンター及び小城市フットボールセンターの指定管理料などを計上しております。

次に、「2024 年国民スポーツ佐賀大会等開催事業」につきましては、令和 6 年 10 月に本大会を実施するための実行委員会負担金などを計上しております。

次に、「生涯学習センター管理事業」につきましては、老朽化に伴う改修工事に合わせて再生可能エネルギー設備等を導入するための工事請負費などを計上しております。

次に、「地域交流センター管理事業」につきましては、地域交流センター及び多目的ホールの改修を行うための設計業務委託料などを計上しております。

第 11 款 災害復旧費でございますが、「前満江鉦害ポンプ排水施設維持管理事業」及び「芦刈鉦害排水機場維持管理事業」につきましては、排水機場のポンプ設備の老朽化に伴う改修及び更新工事費などを計上しております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

第 1 款 市税及び第 9 款 地方特例交付金でございますが、市税につきましては、令和 6 年度の個人市民税の定額減税などを考慮しまして、前年度から 4.3% の減

収と見込んでおりますが、定額減税の減収分につきましては、地方特例交付金により全額国費で補填されるものでございます。

第 10 款 地方交付税のうち普通交付税と、相互関係にあります第 21 款 市債のうち臨時財政対策債でございますが、これらは、総務省の地方財政対策及び地方債の発行状況等を考慮しまして、前年度から 1.2% の増収を見込んでおります。

第 18 款 繰入金でございますが、一般会計及び下水道事業会計の償還金の財源として減債基金を、公共施設整備の財源として公共施設整備基金を、また、財源調整として財政調整基金及び土地開発基金をそれぞれ繰り入れるものでございます。

その他の歳入でございますが、各事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、市債などを計上するものでございます。

令和 6 年度の当初予算編成につきましては、牛津川遊水地事業、社会保障経費の増加、物価高騰や会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給などの影響によりまして、例年よりも財源不足が大きくなりましたので、全庁を挙げて、事務事業の見直しを行い、これまで以上の経費の縮減・削減を行ったところでございます。

それでも、令和 6 年度及び今後の財政運営を見通したところ、財源不足が解消されない見込みとなったことか

ら、補助金の削減など市民や関係団体の皆様にも影響がある予算編成となっているところでございます。

このような状況ではございますが、「安心・安全」や「子育て・教育」などの施策には、出来る限り予算付けを行っておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、議案第 31 号 令和 6 年度小城市国民健康保険特別会計予算でございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 51 億 2,215 万 9 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますとプラス 3.9%、1 億 9,032 万 8 千円の増となっております。

主な内容でございますが、歳入では、国民健康保険税、県支出金及び一般会計繰入金を計上し、歳出では、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金を計上しております。

次に、議案第 32 号 令和 6 年度小城市後期高齢者医療特別会計予算でございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 3,594 万 1 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますとプラス 12.1%、7,923 万円の増となっております。

主な内容でございますが、歳入では、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を計上し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。

次に、議案第 33 号 令和 6 年度小城市水道事業会計予算でございますが、収益的収入及び支出の総額は、収益的収入及び支出それぞれ 3 億 2,579 万 2 千円でございます。

収益的収入につきましては、給水収益、受取利息及び配当金などを計上しております。

収益的支出につきましては、佐賀西部広域水道企業団からの受水費、施設の維持管理費、固定資産減価償却費などを計上しております。

次に、資本的収入につきましては、一般会計出資金、工事負担金、固定資産売却代金として 2 億 273 万 4 千円を計上しております。

資本的支出につきましては、配水管布設替え等の建設改良費、企業債元金の償還金、投資有価証券購入費など 4 億 1,691 万 6 千円を計上しております。

次に、議案第 34 号 令和 6 年度小城市病院事業会計予算でございますが、収益的収入及び支出の総額は、収益的収入及び支出それぞれ 13 億 6,770 万 2 千円でございます。

収益的収入につきましては、入院収益、外来収益などの医業収益、預金利息や不採算地区病院の運営に要する経費などの他会計負担金など医業外収益を計上しております。

収益的支出につきましては、給与費、薬品等の材料費などの医業費用、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税などの医業外費用を計上しております。

次に、資本的収入につきましては、企業債の元金に係る一般会計負担金、医療機器整備のための出資金などの総額として2,400万9千円を計上しております。

資本的支出につきましては、心臓リハビリシステム等の医療用機器を購入するための建設改良費、企業債の償還金などの総額として5,252万4千円を計上しております。

次に、議案第35号 令和6年度小城市下水道事業会計予算でございますが、収益的収入の総額は、19億3,182万8千円、収益的支出の総額は、16億573万4千円でございます。

収益的収入につきましては、下水道使用料、他会計補助金、ちょうきまえうけきんれいにゆう長期前受金戻入などを計上しております。

収益的支出につきましては、施設の維持管理費、固定資産の減価償却費、企業債利息の償還金などを計上しております。

次に、資本的収入につきましては、企業債、他会計補助金、国・県補助金、受益者負担金など9億6,118万7千円を計上しております。

資本的支出につきましては、下水道管渠、処理場及び浄化槽等の建設改良費や、企業債元金の償還金など17

億 5,576 万 2 千円を計上しております。

次に、議案第 36 号 小城市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の飯盛^{いさかり} 宏徳^{ひろのり}氏が令和 6 年 5 月 15 日をもって任期満了となりますので、後任の教育委員会委員として飯盛^{いさかり} 宏徳^{ひろのり}氏を再度任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 37 号 小城市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の荒牧^{あらまき} 登貴^{と き こ}子氏が令和 6 年 5 月 15 日をもって任期満了となりますので、後任の教育委員会委員として荒牧^{あらまき} 登貴^{と き こ}子氏を再度任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。